



<報道発表資料>

令和3年12月27日

高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限の解除について

令和3年12月7日（火）に美里町の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域内（発生農場から半径3km圏内）の6農場で実施した「清浄性確認検査」において、「陰性」が確認されました。そのため、農林水産省と協議の上、移動制限区域の外側（発生農場から半径3kmから10kmの区域）に設定した搬出制限を12月27日（月）午前10時をもって解除し、併せて消毒ポイントを一部閉鎖します。

今後、移動制限区域内で新たな発生がなければ、令和4年1月2日午前0時をもって、移動制限を解除する見込みです。

1 搬出制限区域の解除

- (1) 区域内農場：55農場
- (2) 解除年月日：令和3年12月27日（月） 午前10時

2 消毒ポイントの一部閉鎖

令和3年12月27日（月）午後5時をもって、現在設置されている4か所の消毒ポイントのうち、2か所を閉鎖します（別紙参照）。

3 今後の予定

移動制限区域内（半径3km圏内）で、新たな発生がなければ、発生農場の防疫措置が完了した12月11日から21日が経過する、1月2日（日）午前0時に移動制限を解除する予定です。

※用語の説明

移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の家畜等の移動を禁止する区域
搬出制限区域：移動制限区域の外側で、発生農場を中心とした半径10km以内の家畜等の当該区域からの搬出を制限する区域